

# 保証料補助の対象期間を延長しました

町では、中小企業者支援事業の一環として、経営サポート資金の保証料補助制度を実施しています。

## 1. 補助金について

対象者	町内の中小企業者（個人事業者も含む）
対象期間	平成20年12月25日（告示日）～ <u>令和6年3月31日</u> までに支払った信用保証料
補助率	1/2（千円未満切捨て）
限度額	融資額4,000万円までの保証料の1/2を限度とします。 ※融資額は、平成20年からの累計
融資の種類	群馬県経営サポート資金 ※すべてのタイプを対象とします。
申請方法	融資決定後、玉村町役場経済産業課へ申請してください
申請期限	<u>令和6年3月31日</u>

## 2. 提出書類

- ①玉村町経営サポート資金保証料補助金交付申請書（様式第1号）
- ②町税等の調査閲覧同意書（様式第2号）
- ③補助金の返納同意書（様式第3号）
- ④保証料支払証明書（様式第4号）【金融機関発行】
- ⑤融資実行報告書（様式第5号）【金融機関発行】
- ⑥融資申込書類一式（写し） ⇒ (1)信用保証委託申込書  
(2)信用保証依頼書(金融機関の所見は消してコピー可)
- ⑦保証料を支払ったことがわかるもの（写し）  
⇒信用保証書の写し、保証料徴収報告書、保証決定の通知など。ただし、支払方法がわかるもの（分割または一括払い）  
※各様式等については、経済産業課までお問い合わせください。

## 3. 留意事項

- 融資の実行日が、平成20年12月24日以前及び令和6年4月1日以降のものは、補助対象外です。
- 上限融資額までの保証料に対する補助をすでに受けた場合は対象外となります。
- 保証料を分割支払した場合は、支払った保証料の1/2とします。
- 繰り上げ償還等を行い、保証料の一部が返戻された場合は、該当する部分の補助金を返納していただくこととなります。

【問い合わせ先】玉村町役場 経済産業課 商工労働係  
(玉村町勤労者センター内)

電話：0270-65-7144

FAX：0270-20-4308